平成２５年（フ）第３６２号
熊本市西区蓮台寺３丁目６番20号
破産者　有限会社ルーツ
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７５号
鹿児島県鹿児島市宇宿町2123―１
破産者　昂天株式会社
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
茨城県竜ケ崎市貝原塚町1723番地20
破産者　有限会社協和ホテル
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
茨城県稲敷市伊佐津1411―１、商業登記簿上の本店所在地茨城県稲敷郡江戸崎町大字上君山2810番地
破産者　有限会社ニュー角崎
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
千葉県館山市沼975番地の５
破産者　後野　善範
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２９号
東京都八王子市小比企町1135番地８エクセルハイム202号
破産者　齋藤　達也
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６号
神奈川県横須賀市佐原１―９―11、登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市佐島２丁目７番11号
破産者　丸幸建設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2173番地９（被相続人の相続開始時の住所地）
破産者　被相続人亡高田幸蔵の相続財産
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２２号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12
破産者　有限会社コミヤマ
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２０８号
新潟市中央区四ツ屋町１丁目2991番地
破産者　株式会社金子食肉店
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０７号
静岡県駿東郡清水町伏見174番地の４
破産者　株式会社光栄工務店
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
愛知県安城市御幸本町２番２号
破産者　株式会社リベルテ・クルール
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
愛知県安城市安城町照路36番地８　パークハイツ神谷103
破産者　赤谷　知行
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４５号
岡山市南区当新田86番地の１
破産者　有限会社オフィス・ペン
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４６号
岡山市南区当新田86―１エメラルドマンション芳泉Ⅱ605、住民票上の住所岡山市南区当新田86番地１
破産者　前岡　荘五
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０７号
広島市安佐北区口田南２丁目18番９号
破産者　有限会社ビーデル
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

免責許可決定

平成２６年（フ）第１５４号
京都市西京区嵐山中尾下町25番地１　渡月荘２Ｆ１
破産者　金沢　秀行
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地25棟104号
破産者　山本こと　安　美代子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
京都市左京区一乗寺東浦町７番地の３　中南荘
破産者　田村　　進
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番２―607号
破産者　内山　朱美
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７７号
大阪市中央区常盤町２丁目４番９―603号
破産者　三上　剛史
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８７号
大阪市生野区巽西３丁目19番22号
破産者　那須　優子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２９号
大阪府摂津市東一津屋13―27―305、住民票上の住所大阪府豊中市刀根山６丁目11番１―410号
破産者　本田　富也
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部